

家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に対する主な御意見及びそれに対する考え方について

	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	意見：家伝法施行規則第9条第5号について 「死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は」 →「死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた若しくは農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は・・・」とする。	死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた牛については、改正後の家畜伝染病予防法施行規則第9条第5号に規定する「死亡前に林水産大臣が指定する症状を呈していた可能性が高い牛」に該当することから、当該箇所に追記する必要はないと考える。

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案に対する主な御意見及びそれに対する考え方について

	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	前文の3「OIE」を「WOAH」に改める趣旨を明らかにされたい。	国際獣疫事務局（略称はWOAH、設立時はOIE）の略称については、2022年5月の総会において、一般的な略称がWOAHに改められたことから、我が国においても、この略称を使用することとしている。